藤沢市監査委員公表第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項及び第７項の規定により２０２６年（令和８年）３月２７日に執行した監査の結果に基づく措置状況について、藤沢市長から同条第１４項前段の規定による通知があったので、同項後段の規定により当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

２０２６年（令和８年）１１月１２日

藤沢市監査委員　　中　川　　隆
同　　岸　本　寛　之
同　　石　井　世　悟
同　　友　田　宗　也

別記様式（第17条関係）

市長等の措置に係る通知書

別紙

（子ども青少年部）　　２０２６年３月２７日監査執行

No	指　摘　事　項	措　置　の　状　況	改　善　又　は 検討の目標 年　　月　　日
1	委託料の執行 （青少年課） ①指定管理者における条例・規則を遵守した管理運営業務の徹底について （藤沢市青少年会館管理運営業務） 　公益財団法人藤沢市みらい創造財団が指定管理者として実施する藤沢市青少年会館管理運営業務において、藤沢青少年会館の施設を使用する際は、藤沢市青少年会館条例施行規則第４条第１項の規定による使用申請を行う必要があるにもかかわらず、申請書の提出がないまま施設を使用していた事例が確認された。また、施設使用料の減額を受ける際は、藤沢市青少年会館条例施行規則第６条第３項又は第７条第２項の規定による使用料の減免申請を行う必要があるにもかかわらず、申請がないまま施設使用料を免除していた事例が確認された。 　指定管理者制度は、公共施設の管理運営を包括的に委任、代行させるものであることから、条例・規則を遵守した管理運営が徹底されるよう、対策を講じるべきである。	指定管理者と双方で条例、規則及び青少年会館使用申請取扱要領の内容を確認し、指定管理者に対して、改めて条例等に基づいた運用を徹底するよう指導し、それらを実務担当者レベルまで理解するように指示をした。 　また、青少年会館使用申請取扱要領の内容のうち不明確な部分について改正を行い、新たに「公共施設使用マニュアル」を作成した。 　その後、運用について、モニタリングを行った際、条例等に基づいた運用が行われているかどうかを使用申請書及び使用報告書等の関係資料を照らし合わせて確認を行った結果、適切に申請がされていることを確認した。	２０２６年 ７月２２日

2	藤沢市青少年会館に係る指定管理者の業務について （公益財団法人藤沢市みらい創造財団） ①施設の使用に係る使用申請を行わせていないもの及び使用料の減免申請が行われていないものを免除しているものがある。 　藤沢青少年会館の施設を使用する場合は、使用者に藤沢市青少年会館条例施行規則第４条第１項の規定による青少年会館使用申請を行わせる必要があるが、令和７年６月及び８月の使用状況を調査した結果、青少年団体等の使用６件、公益財団法人藤沢市みらい創造財団の使用76件（児童クラブに関する使用54件、児童館又は地域子どもの家に関する使用８件、その他事業に関する使用14件）について申請を行わせていない。 　また、前述の全件及び一部の青少年団体２件（令和７年６月１日及び令和７年８月８日使用分）については、藤沢市青少年会館条例施行規則第６条第３項又は第７条第２項の規定による使用料の減免申請が行われていないにもかかわらず施設使用料を免除している。 　なお、減免申請が行われていなかった全件は、藤沢市青少年会館条例施行規則第６条第２項の規定による申請を行えば施設使用料は免除されるものである。	施設使用に係る使用申請及び免除申請における未申請については、市へ改めて申請を行うとともに、当財団内において法令等の遵守に関する研修を実施いたしました。これにより、行政手続きにおけるコンプライアンス意識の徹底を図り、適正な事務処理に努めております。 　続いて、「藤沢市青少年会館使用申請取扱要領」について、市と協議のうえ、条例・規則との整合性を点検し、令和8年4月1日付けで改定を行いました。あわせて、新たに「公共施設使用マニュアル」を作成し、市及び当財団双方で共有しております。 　令和8年7月22日には、運用のモニタリングの際に、条例等に基づいた運用であるか、適切に申請がされているかについて、市の確認を受けました。 　今後は、慣例的な運用に依拠することのないよう、適宜、条例等との整合性を確認する内部点検を実施するとともに、必要に応じて運用方法について市と協議し、適正な指定管理業務に努めてまいります。	２０２６年 ７月２２日